

仕 様 書

平成28年度京都市動物園植栽管理業務委託（以下「本業務」という。）について、以下のとおり定める。

1 総則

- (1) 本業務の受託人（以下「受託者」という。）は、京都市動物園が京都の代表的な芸術文化観光施設が多くある岡崎公園内に位置すること、また、年間入園者数が120万人を超える公共施設であり、京都市の芸術文化観光振興施策上及び市政運営上極めて重要な施設であることを理解したうえで、本業務を通じて快適な環境を提供し、京都市動物園の円滑な運営に寄与しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務における適正な維持管理を行うため、必要な一切の手段及び第三者等の安全対策について、関係法規を遵守し、自らの責任において、善良な作業管理を行うこと。万一、受託者の怠慢や過失による損害が生じた場合については、すべて受託者の負担とする。

2 契約期間

契約の日から平成29年3月31日まで

3 履行場所

- (1) 名称 京都市動物園（以下「委託者」という。）
- (2) 住所 京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内
- (3) 面積 41,383㎡

4 業務体制及び業務管理

- (1) 受託者は現場責任者及び作業従事者を定め、書面にてその氏名及び有する資格を通知すること。あわせて、現場責任者の緊急連絡先についても通知すること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、年間工程表を作成し、委託者の承認を得ること。
- (3) 受託者は、月間及び週間作業計画表を実施前の月末及び週末に提出し、委託者の承認を得ること。
- (4) 作業時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (5) 受託者は、作業開始時及び作業終了時には、それぞれ委託者に申し出ること。また、作業中に機材等を放置した状態で、作業場所から離れないこと。
- (6) 作業に関係のない施設等には許可なく立ち入らないこと。
- (7) 園内の各設備、備品類については、無断で使用しないこと。
- (8) 火気を使用する場合は、事前に委託者に申請書を提出し、作業方法について承認を得ること。
- (9) 園内及び敷地周辺は全面禁煙とする。
- (10) 安全管理上、作業区域を分離する必要がある作業や高所作業や伐採等の作業車両

を使用する作業については、原則として休園日に実施すること。また、その他の作業についても、入園者や委託者の妨げにならないように十分注意を払い、必要な安全対策を講じること。

- (11) 剪定枝葉、刈草、ゴミ等の処分は即日に行うこと。また、処分については、関係法令を遵守し適切な廃棄処分を行うこと。再資源化が可能な草木等については、可能な限り京都市からの許可を受けた資源化施設に搬入し、リサイクルを行うこと。
- (12) 園内で飼育展示する一部の動物については、作業用ヘルメットや騒音に対して過敏に反応するため、作業の際は、委託者の指示に従うこと。

5 業務内容

作業対象は高木、生垣（低木）、芝生とし、花壇やプランターは含めない。また、作業対象樹木周辺の下草等の除草作業については、本業務に含むものとする。なお、数量の僅少の相違等や軽微な変更については、本業務の範囲内で対応すること。

(1) 管理計画

本業務の実施に当たっては、別紙「京都市動物園高木平面図」及び「京都市動物園高木樹木リスト」を参考に、敷地内の植栽全般の維持管理計画を策定すること。なお、維持管理計画の策定に当たっては、以下を考慮したうえで、事前に受託者の承認を得ること。

ア 京都の森の植栽管理計画

京都の森では、施設整備により京都の里山や深山をイメージした植樹を行っている。これらの植栽について、コンセプトを一層強化するため、今後5年間の植栽管理計画を策定し、必要に応じて補植を実施すること。

イ 園内芝生広場の維持管理計画

園内の芝生広場のうち、正面エントランス東側の2面、京都の森の1面の計3面については、現在養生を行っている。これらの芝生については、動物園繁忙期である3月～5月及び8月～10月には全面開放すること。その他の期間については、養生をすることは差し支えないが、常時1面以上を開放すること。また、芝生が枯死した場合については、本業務の範囲内で張替えを行うこと。なお、芝生による維持が困難な場合については、事前に受託者の承認を得たうえで、多年草等によるグランドカバーに変更することも可能とする。

ウ 桜名所としての植栽管理計画

園内の桜については、桜の名所として親しまれていたが、再整備によって若木等に植え替えられている。また、樹勢が弱くなっている樹木があるため、主に園内の芝生広場周辺及び琵琶湖疏水沿いにある桜について、今後5年間の植栽管理計画を策定し、必要となる補植等を実施することで、来園者や琵琶湖疏水を訪れる観光客等に親しまれる桜名所とすること。

(2) 剪定

委託者と仕上がり形状や寸法について打ち合わせを行ったうえで剪定作業を実施すること。刈込機を使用する場合は、剪定はさみ等による仕上げ刈りを行い、切り口の割れやつぶれを取り除くこと。また、必要に応じて施肥や土壌改良等を実施

すること。高木については、自然樹形を活かした管理を行うこと。また、京都の森にある御手植え松については、特に最新の注意を払い管理すること。

(3) 伐採

樹木の枯死等により、伐採の必要が生じた場合、委託者と打ち合わせを行い、伐採作業を実施すること。伐採方法については、原則として抜根とするが、抜根が困難な場合については、委託者の承認を得たうえで、地際で切断し、周囲を埋め戻すことで、安全管理上支障が無いようにすること。

(4) 補植

植栽計画で必要となる補植を実施すること。また、管理樹木が枯死した場合については、原則として同種による補植を実施することとし、可能な限り樹高が同程度の樹木を用意し、委託者の承認を得ること。

(5) 芝生管理

芝刈りや除草、その他管理計画に基づいた芝生地施肥やエアレーション等の土壌改良、芝生の張替えやオーバーシード、散水等による芝生管理を行うこと。

(6) 除草

作業対象樹木周辺の下草の除草を行うこと。ヨモギやセイタカアワダチソウ・ススキ等の徒長するものや成長が速いものについては、抜根を行うこと。高木周辺については、根を傷めないように手作業による除草とする。また、草刈機等を使用する際については、石はね等の防止対策やガラス面等の養生を行うこと。

(7) 散水

受託者は、季節や樹木の種類等により必要な散水方法や回数を維持管理計画に定め、散水を行うこと。なお、動物園エントランスや外周の植栽等についても散水を行うこと。また、バークチップ等が施工されている箇所については、周辺に飛散したバークチップ等を回収したうえで、流失等による不足分を適宜補充すること。

(8) 施肥・土壌改良

受託者は、樹勢が弱い作業対象樹木に対し、必要な施肥や土壌改良を実施すること。

(9) 薬剤散布

受託者は、発生した害虫等を確認したうえで、散布範囲、使用する薬剤等の作業内容について事前に委託者に説明（その効果や薬害を含む。）を行い、承認を得ること。薬剤散布については必要最低限とし、周辺への飛散に十分注意すること。特に園内の水路や噴水池等では、タナゴやカワニナといった生物が生息しているため、これらの生物に影響の無いように配慮すること。

(10) 巡回調査・災害対策

受託者は、台風の接近等により、枝折れ等の被害が発生する可能性があると思われる場合は、事前に巡回調査を行い、必要に応じて事前の安全対策を実施するとともに、委託者に対して報告を行うこと。

また、災害による被害が発生した場合は、速やかに安全対策を実施するとともに、委託者に対して報告を行い、対応策を協議すること。

(11) 台帳管理

受託者は、「京都市動物園高木平面図」（CADデータ）及び「京都市動物園高木樹木リスト」（EXCELデータ）について、適宜修正を行うこと。これらについては、当該年度の1月31日時点のデータを翌年度分として、当該年度の2月15日までに元データに加えPDFデータ化したものを、CD-ROM等により提出すること。

6 安全管理

(1) 安全教育

受託者は、作業現場における事故を未然に防ぐため、自らの責任において労働安全教育を徹底すること。

(2) 事故の防止

来園者その他の人身、建物その他の設備及び駐車車両等に損傷を及ぼさないよう細心の注意をもって作業を行うこと。

また、高所作業等の危険な作業を行う場合については、安全管理員を配置する等の十分な安全対策を講じること。

なお、作業については、簡易な調査等を除き、必ず複数人で実施すること。

(3) 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合は、受託者の責任において迅速、万全の対応を行うこととともに、速やかに委託者に対し連絡し、対応後は、事故の概要、原因及び改善策等を書面により報告すること。

また、事故により生じた紛争については、受託者の責任において解決すること。

(4) 車両管理

作業車両を除く工事関係車両の敷地内への駐車は不可とする（周辺駐車場を使用する場合は受託者の負担とする。）。)

また、本業務に伴う車両の出入の際は、関係法令を遵守し、他の通行等の妨げにならないよう十分注意すること。また、周辺路上等での路上駐車やエンジンをかけた状態で待機の待機を行わないこと。なお、車両の出入や駐車等により生じた紛争については、受託者の責任において解決すること。

7 その他

(1) 当該契約における委託料の支払いについては、業務委託料を4分割し、平成28年6月、9月、12月、29年3月の業務終了後、委託者が受託者からの適法な請求書の提出を受け、支払うこととする。

(2) 本契約委託業務終了時に他の業者への引継ぎがある場合は、誠実に対応すること。

(3) この仕様書に定めのないことについては、委託者及び受託者双方による協議のうえ決定するものとする。